

○不破消防組合立入検査規程

昭和 50 年 4 月 1 日訓令甲第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号以下「法」という。）第 4 条及び第 16 条の 5 の規定に基づいて行う立入検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第 2 条 防火対象物（建築物等）から発生、拡大または、火災に伴う人命危険を防止するため、これらの関係場所に立入り位置、構造、設備及び管理の状況を検査し、火災予防上の不備欠陥事項を発見して、これらの排除又は改善について関係者に対して積極的に指導することを目的とする。

(防火対象物の区分)

第 3 条 法第 2 条の防火対象物を第 1 種防火対象物、第 2 種防火対象物、第 3 種防火対象物に区分する。

(第一種防火対象物)

第 4 条 第 1 種防火対象物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法第 10 条に定める危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）

(2) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 1 条に定める収容人員 50 人以上収容し、防火管理者を必要とする防火対象物

(3) 令第 11 条から第 25 条（第 20 条を除く。）に定める消防用設備を必要とする防火対象物

(第 2 種防火対象物)

第 5 条 第 2 種防火対象物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法別表で定める数量の 5 分の 1 以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物製造所等」という。）で不破消防組合火災予防条例（昭和 46 年条例第 2 号以下「条例」という。）第 46 条に定める届出を必要とする防火対象物

(2) 令第 1 条に定める収容人員 30 人以上 50 人未満を収容し、防火管理者を必要とする防火対象物

(3) 令第 10 条第 1 項（第 4 号を除く。）第 22 条及び第 36 条に定める消防用設備を必要とする防火対象物

(4) 令別表第 2 及び第 3 で定める数量の 5 倍以上の準危険物及び特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物。

(5) 法第 9 条の 2 で定める物質を貯蔵し、取り扱う防火対象物

2 前各号の規定は、前条各号の規定に該当するものについては適用しない。

(第 3 種防火対象物)

第 6 条 第 3 種防火対象物は、前 2 条に定めるもの以外の防火対象物とする。

(定期立入検査)

第 7 条 消防署長（以下「署長」という。）は管轄区域の防火対象物の実情に即応した立入検査計画を立て、これに基づいて検査を実施しなければならない。

2 定期立入検査は、次の基準により実施するものとする。

- | | |
|------------|---------|
| 1 第1種防火対象物 | 1年に2回以上 |
| 2 第2種防火対象物 | 1年に1回以上 |
| 3 第3種防火対象物 | 2年に1回以上 |

(特別立入検査)

第8条 消防長又は署長が火災予防上必要があると認める場合、又は火災が発生したならば人命に危険があると認める防火対象物に対して検査の実施を命じた場合に行うか、特に必要と認めた場合において実施するものとする。

(臨時立入検査)

第9条 臨時立入検査は次の各号に掲げる立入検査で、署長が必要と認めたとき実施するものとする。

- (1) 第4条第1号に定める危険物製造所等の設置又は変更の工事に係る中間検査又は、完成検査を実施した場合既存の危険物製造所等について行う立入検査
- (2) 第4条第2号又は第5条第3号に定める防火対象物で当該防火対象物の位置、構造又は設備等で、大規模な修繕若しくは模様替えを行った場合、既存の防火対象物について行う立入検査

2 前項の規定により行った臨時立入検査は、第7条による定期立入検査とすることができる。

(事前通告)

第10条 法第4条第3項に定める立入検査の事前通告は、口頭によるもののほか、立入検査通告書(様式第1)によるものとする。

2 法第16条の5第2項の立入検査を行う場合は、管轄警察署長と事前にその方法、場所等について密接な協議をして行うものとする。

(立入検査遵守事項)

第11条 検査員は、関係法を研修し、常に立入検査に必要な知識の修得を図り、検査能力の向上に努めるとともにによるほか次の各号を守らなければならない。

- (1) 関係者、防火管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等責任のある者の立会を求めること。
- (2) 検査を実施した結果、改善を要求する事項については関係者等に火災予防上の理由を明らかにし、具体的に説明し、指導すること。
- (3) 関係者の民事的事項に関与しないように注意すること。
- (4) 検査にあたっては、危害防止に留意するほか、関係者の業務を必要以上に侵害してはならない。

2 検査員は、検査にあたって次の各号に掲げるところにより、適正かつ効果的な検査を行わなければならない。

- (1) 第4条に規定する第1種防火対象物又は第5条に規定する第2種防火対象物の立入検査にあつては必要に応じ建設確認通知書、危険物製造所等の許可書類、その他関係書類の提示を求めるほか、関係者の説明などを求めてその概要、経過を把握するようにする。
- (2) 消防関係法令等を携行するほか、必要に応じ査察関係器具等も使用し、検査の確実を期すること。

(検査事項等)

第12条 立入検査は、火災予防及び火災に関する人命の安全を主眼として、防火対象物の状況に応じ、次の各号に掲げるものの位置、構造、設備及び管理の状況等について行うものとする。

- (1) 建築物、その他の工作物
- (2) 火気使用設備及び器具
- (3) 電気施設及び器具
- (4) 消防用設備等
- (5) 危険物製造所等及び準危険物、特殊可燃
- (6) 高圧ガス関係施設及び器具
- (7) 消防計画及び消防訓練実施の状況
- (8) 防火管理者、危険物保安監督者等の業務遂行の状況
- (9) その他、火災予防上必要と認める事項

2 第4条又は第5条に定める防火対象物の立入検査を行う場合にこれと同一管理下にあり、火災予防上関連のある防火対象物についても実施するものとする。

3 前2項の検査には、防火対象物台帳(様式第2の1、2の2)及び別に定める検査(査察)カード等に記録してその適正を期さなければならない。

(資料提出)

第13条 法第4条第1項及び第16条の5第1項に定める資料の提出命令は、資料提出命令書(様式第3)によるものとする。

(指導、勧告)

第14条 立入検査の結果、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況が、消防関係法令に違反し、又は火災予防上必要があると認めるときは、指示書(様式第4)又は、その状態により警告書(様式第5)を関係者に交付し、指導又は警告事項が改善されるまで指導並びに検査に努めなければならない。

2 前項の指示書及び警告書を交付したときはその写し一通を保管しなければならない。

(違反処理)

第15条 前条による指導、警告によって改善される見通しのない場合並びに火災予防又は、人命安全上危険性の高い違反事実で、早急に改善を必要すると認める場合においては消防長の承認を得て、別に定めるところにより違反処理することができる。

(検査台帳)

第16条 立入検査を実施したときは、第12条第3項にさだめる台帳及び別表に掲げる区分による検査台帳により署長に報告するものとする。

(関係行政機関との連絡)

第17条 署長は、立入検査に関し、又は立入検査の結果待ちに必要があると認める事項については、関係機関等と連絡を図るものとする。

(査察の特例)

第18条 署長は、第7条第2項に定める立入検査を実施できないときは、立入検査を減ずることができる。

(実施細目)

第 19 条 この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。